

# 国民健康保険 に参加している皆さんへ

## 1 国民健康保険税納税通知書を7月中に郵送します



緑色の封筒で送ります

## 2 国民健康保険被保険者証を7月下旬に特定記録郵便で郵送します



黄緑色の封筒で送ります

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の運営を支える貴重な財源です。国保加入者が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県・市の公費などで賄われています。

国保税納税通知書は、世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者である世帯主へ送付します。納期限までに納付をお願いします。また、国保税の納付は口座振替のほか、コンビニエンスストア、インターネットでも納付できます。

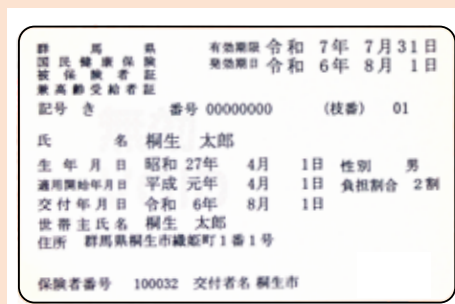
問い合わせ＝医療保険課国保税係（☎44 - 8266）

### ● 国保税の税率と限度額

	医療分	支援分	介護分
所得割	5.8%	2.2%	1.9%
均等割	21,000円	7,600円	9,000円
平等割	15,000円	6,600円	4,900円
限度額	650,000円	240,000円	170,000円

### ● マイナンバーカードが被保険者証として利用できます

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前登録が必要です。詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120 - 95 - 0178）へお問い合わせください。



新しい被保険者証（70歳から74歳の人は被保険者証兼高齢受給者証）の有効期間は、8月1日から令和7年7月31日までです。ただし、令和7年7月31までに75歳を迎える人は誕生日の前日まで、70歳を迎える人は誕生日の前日の属する月の月末までです。

外国人被保険者の有効期限は、在留期限の翌日または令和7年7月31日までです。有効期限が在留期限の翌日までの人で、在留期間満了後も滞在予定の場合は、在留期間の更新手続きをお願いします。

会社などに勤め始め、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人または家族が国民健康保険の脱退手続きをしてください。

なお、マイナンバーカードを被保険者証として安心して利用してもらえるようにするため、今回の一斉更新時に、国民健康保険のデータベースに登録されている個人番号のうち下4桁をお知らせします。新しい被保険者証が届いたら、記載内容を確認してください。

また、被保険者証をはがした後の台紙は、細かく裁断するなどして、破棄してください。

問い合わせ＝医療保険課国保係（☎44 - 8265）